
令和8年 6月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第4日）

令和8年6月19日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 発議第2号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 発議第2号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（11名）

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 丸山 康夫	4 番 平野 龍彦
5 番 安川 繁典	6 番 藤木 泰
8 番 鳴海 圭矢	9 番 古賀ひろ子
10 番 白水 英至	11 番 高橋 紳章
12 番 黒川 悟	

欠席議員（1名）

7 番 飛賀 貴夫

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸

副町長 …………… 原田 和幸

副町長 …………… 一木 孝敏

教育長 …………… 折居 邦成

総務課長	……………	村上 浩一	地域コミュニティ課長	…	藤木 義和
シティプロモーション課長	…	竹下 健一	企画財政課長	……………	矢野 量久
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	野田 幸二	健康課長	……………	水野 治也
福祉課長	……………	工藤 寿子	環境課長	……………	石川 和男
管財課長	……………	添田 勝春	都市整備課長	……………	前田 友博
上下水道課長	……………	松永 豊	学校教育課長	……………	藤崎 賢
社会教育課長	……………	太田 一男	こどもみらい課長	………	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（黒川 悟）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が7番、飛賀議員から出ておりますので御報告しておきます。

お諮りします。本日までに、議員から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1．一般質問

○議長（黒川 悟）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号5番。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

これから、梅雨本番に入ると思われます。広報うみ6月15日発行を拝見いたしました。広報うみでは、地域を守る宇美町消防団が5ページにわたり特集されていました。団長をはじめ、本部分団を含む10分団の皆様が、日頃から地域の安全・安心のために訓練や活動に尽力されることに心から敬意を表します。6月21日に開催されるポンプ操法大会では、これまで積み重ねてこられた訓練の成果が十分に発揮されることを願っております。また、宇美町防災士会が発足し、地域防災を担うリーダーの育成が進められていることも大変心強く感じています。消防団、防災士、地域住民が連携しながら、今後も災害に強いまちづくりが進むことを期待しております。

では、早速、私の一般質問の第1番目は、空き家対策と空き家等を利活用した今後のまちづくりの展開は、ということで質問させていただきます。

全国的に人口減少や高齢化が進み、管理不全となった空き家は増加の一途をたどっています。空き家は、景観の悪化だけではなく、防災・防犯上の危険性や地域活力の低下にもつながることから、空き家対策のさらなる推進が重要な課題となっています。空き家対策と空き家などを利活用した今後のまちづくりの展開について、順次、質問いたします。

初めに、本町の空き家の現状をどのように把握し、その課題についてお伺いします。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

空き家の把握につきましては、自治会からの御提供いただいた情報、それから固定資産税課税台帳における所有者の移転及び家屋の滅失情報、水道の閉栓情報などを活用しております。また、令和7年度には、これらの情報を基に現地調査を実施いたしました。

本町における空き家は、令和7年度末現在で372件となっており、前年度と比較して約60件ほど増加しております。全国的な空き家件数の増加傾向と同様に、本町においても空き家は増加傾向にあります。空き家の増加に伴い管理不全状態となる空き家の増加も懸念されることから、本町の課題は、空き家の状態を適切に把握し、その状況に応じた対応を行うための体制を整備することであると認識しております。

具体的には、空き家全件について、良好な状態にあるもの、それから老朽化が進行しているもの、管理不全空き家や特定空き家などに該当するおそれのあるもの、外観などからは判定が困難なものなど整理・分類して、それぞれの状況に応じた対応を進めていく必要があると考えております。

空き家の状況に応じた対応といたしましては、1つは、相続などにより所有者が未確定となっているものについて、所有者の確定及び相続登記の促進。2つは、売却などの意向があるものについて、空き家の流通・利活用の促進。3つは、老朽化が進み管理不全状態となっているものに

については、所有者への助言・指導を行うとともに、必要に応じて勧告・命令、その他法令に基づく措置を講じるための体制整備及び個別事案への対応が必要であると考えております。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（９番 古賀ひろ子）

では次に、令和６年４月から相続登記の義務化が施行されましたが、本町における空き家の相続登記の状況について、どのように把握しているのか、また空き家対策を進める上で所有者の特定は極めて重要ですが、相続登記が未了のまま世代をまたいでいるケースも少なくないと考えます。町として、固定資産税情報や空き家実態調査、相談案件などを通じて、相続登記未了の空き家の状況をどの程度把握しているのか、お尋ねします。

また、相続登記の義務化により、不動産を相続したことを知った日から３年以内の登記申請が必要となり、正当な理由なく怠った場合には過料の対象となる制度となっています。こうした制度改正について町民への周知啓発や司法書士会、法務局等と連携した相談支援の取組をどのように進めているのか、伺います。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

相続登記の状況につきましては、不動産登記手続は法務局の所管であるため、本町において正確な件数を把握しているわけではございません。しかしながら、固定資産税課税業務におきまして登記内容の変更通知を受けておりまして、相続を原因とする所有権移転登記は以前と比較して増加している状況です。また、司法書士からも相続登記に関する相談件数が増加しているというふうにも伺っております。課題の１つである所有者が未確定の空き家への対応として、相続登記の促進に取り組んでおるところでございます。

相続登記の義務化につきましては、法務局において重点的な周知が行われており、本町においても法務局と連携し、固定資産税納税通知書に法務局作成の啓発チラシを同封しております。また、町のホームページや空き家所有者等へ空き家対策冊子を送付する際にも、制度の周知を図っております。法務局のチラシには、相続登記の義務化のほかにも、福岡県司法書士会による総合相談センターの無料電話相談や司法書士の紹介についても掲載をされております。

今後も、法務局をはじめ関係機関と連携しながら、継続した周知啓発を行ってまいります。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（９番 古賀ひろ子）

相続登記の未了は、空き家の管理不全や利活用が進まない大きな要因の1つです。今後、空き家の発生を未然に防ぐ相談の段階から、相続や財産管理の相談につなげる体制づくりが必要と考えます。

また、高齢者世帯に対する住まいの終活支援に関する取組を検討する考えはないか、伺います。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

空き家の所有者の中には、売却、賃貸、維持管理、解体など、今後の方針が定まっていない方もいらっしゃいます。そのような御相談をいただいた場合には、空き家の発生を未然に防ぐため、福岡県の空き家活用サポートセンター、いわゆるイエカツを御紹介しております。

このイエカツは、アクロス福岡内に設置しており、専門相談員による助言や必要に応じた専門家への橋渡しを行っております。空き家でお困りの方に対して、専門相談員が無料でアドバイスを行うとともに、必要に応じて弁護士、司法書士、不動産事業者などの専門家を紹介するワンストップ総合窓口となっております。

相談内容につきましても、空き家の売却や賃貸だけではなく、終活支援の相談、相続や税に関する手続、建物の解体、家財や仏壇の整理など、幅広い相談に対応しております。また、県内各地で空き家や住まいの終活に関する相談会を定期的を開催されております。

高齢者世帯における住まいの終活支援につきましては、将来的な空き家の発生を未然に防ぐ観点からも重要であると認識しております。住まいの今後について、不安やお悩みをお持ちの方につきましては、個別の状況に応じた情報提供や、本町の空き家バンクや福岡県のイエカツなどの専門機関への橋渡しを行いながら、早い段階から住まいの将来について検討していただきたいと考えております。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

本町において、これまで管理不全空き家に対し、助言、指導、勧告等をどの程度実施してきたのか、伺います。

また、その結果として、所有者による修繕や除去、除却、適正管理につながった事例はどの程度あるのか、これまでの取組の効果についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

適正な管理が行われず老朽化が進み、周辺環境への影響が懸念される空き家につきましては、これまでも所有者などに対しまして、管理改善を求める通知を送付し、適正管理を促してきたところでございます。本町では、このような取組の結果、空き家の解体や売却などによって、これまで346件の空き家が解消されたと認識しております。

令和8年度におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言、指導をはじめ、必要に応じて勧告、命令、その他法令に基づく措置を適切に講ずることができるよう、条例等を含めた必要な整備を進めてまいります。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

本年度、この条例作成に向けて整備をされていくということで、少し安心いたしました。先ほど346件の空き家が解消された、これは大きな成果ではないかと思えます。今後、近頃もそうなんですけど、本年に入って、私が知っている限りで2件ほど、もう亡くなられていたというような事例もございます。本当にそうなる前に、やはりどうしたいのかというようなことを相談できる体制を、今後もしっかりとっていただきたいというふうに思います。

次に、行きます。管理不全空き家の中には、老朽化が著しく進み、倒壊や部材の飛散など、周辺住民の安全を脅かす危険な空き家も存在します。しかし、所有者においては、解体費用の負担が大きく、危険性を認識しながらも除却が進まないケースも少なくありません。

そこで伺います。本町では、倒壊などの危険性が高い空き家の除却を促進するため、解体費用の一部を補助する除却支援制度を導入する考えはあるのか、お尋ねします。

また、国や県の補助制度の活用状況や、今後の制度創設に向けた検討状況についても、併せて伺います。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

まずもって、空き家の管理につきましては、所有者などが自らの責任において適切に行うことが原則であり、危険な状態となった空き家についても、まずは所有者による改善を促していくことが基本であるというふうに考えております。

一方で、倒壊などの危険性が高く、所有者による適切な管理や改善が見込めない場合には、緊急性及び公益性を踏まえまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置や、必要に応じて略式代執行等による対応を行う場合がございます。この場合、法令に基づき、当該措置に要した費用につきましては、所有者等へ請求することとなります。

除却補助制度の導入ですが、今年度、県の参考となる基準に準じまして、管理不全空き家等に該当し得る空き家の調査及び評点づけを実施しまして、その実態把握や空き家対策の方針整理を進める中で、空き家バンクなどによる利活用施策や管理不全空き家等への対策、そういったもののバランスを踏まえながら制度導入の必要性について総合的に検証してまいります。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（９番 古賀ひろ子）

糟屋郡内は、まだここまで制度を導入しているというのはなかなか聞きませんが、周辺の都市圏の市においては、こういう除却費等の助成制度も活用されているというのも聞き及んでおりますので、しっかりとまた検討、研究していただきたいというふうに思います。

次に行きます。空き家対策においては、管理不全の防止や除却だけでなく、空き家を地域資源として有効活用することが重要であると考えます。

そこで伺います。本町における空き家バンクの登録状況や成約実績はどのようなになっているのか、また、空き家バンクを活用した移住・定住促進について、これまでどのような取組を行い、どのような成果があったのか、伺います。

あわせて、空き家は住宅としての活用にとどまらず、地域の実情やニーズに応じて、福祉施設や高齢者の居場所、子育て支援施設、地域交流拠点などとして活用することも有効であると考えます。今後、空き家の利活用を通じて地域課題の解決や地域活性化につなげる考えはあるのか、伺います。

○議長（黒川 悟）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

本町では平成30年に空き家バンクを設置しております。空き家バンク開設から令和7年度までの実績を申しますと、申請件数が38件、そのうち取下げが6件、契約成立が24件となっており、宇美町への移住・定住の促進及び空き家の流通に一定の効果を上げているものと考えております。

ただ、一方、契約成立に至らなかった物件に関しましては、建物の老朽化が進み、流通が困難であるということなどから、成約に至らなかったというところもございます。

また、空き家の利活用による移住・定住促進につきましては、空き家バンクや県の空き家活用サポートセンター、イエカツの活用を促進するとともに、広報誌、ホームページ及びSNSなどを活用した周知を努めております。

さらに、本町では、福岡県が実施する空き家再生子育て応援事業について、現在、県との協議

を進めております。この事業は、売却意向のある空き家所有者を市町村が県へつなぎ、県の受託事業者による現況調査を経まして、県と協定を締結した買取り事業者が住宅の取得及びリフォームを行い、子育て世帯へ供給する仕組みとなっております。

また、相続手続、不動産登記、相続人調査、境界確認、測量等に要した費用についても、一定の要件の下、所有者の負担額の2分の1を県が支援する制度も設けられております。本町が事業採択された場合には、空き家バンク、それからイエカツと合わせまして本事業も活用しながら、空き家の流通促進、移住・定住の促進及び空き家の有効活用につなげてまいりたいと考えております。

また、地域ニーズに応じた福祉・交流などを目的とした空き家活用につきましては、利用内容が空き家の取得者や利用者の意向による部分もございますので、町としては、空き家活用事例の情報提供や周知を行うことで、多様な利活用につなげるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

今、金融政策の中で金利が上がるということで、住宅ローンを持っている方たちにとっては、大変経済的にも負担が大きくなっております。本当にこういう県の事業を活用しながら、宇美町が子育てに優しい町ということがこの事業でアピールできるんじゃないかというふうに思います。ピンチはチャンスということで、ぜひこの移住・定住が促進できますことを願っております。

次に行きます。本町では、空き家対策を個別の建物への対応にとどめるのではなく、空き家や未利用地を含めた一体的な土地利用を進める考えはあるのか。また、民間事業者や不動産事業者等との連携により、再開発や小規模な住宅開発、地域ニーズに応じた施設整備などを促進し持続可能なまちづくりにつなげる考えはあるのか。お伺いします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼します。土地利用など、まちづくりに関する御質問でございますので、都市整備課より回答させていただきます。

本町の土地利用の促進に向けて、未利用地を含めた一体的な土地活用を進めるには、既存の宇美町都市計画マスタープランや、今後策定を予定しています宇美町立地適正化計画との整合性を図る必要があると考えられます。

まず、町が中心市街地や地域の拠点など、重点的に空き家等の活用を進めるためのエリアを空

き家等活用促進区域と指定し、その区域内の空き家を優先的に活用、また用途や接道の規制などについて緩和していく手法がございます。

次に、低未利用土地権利設定等促進計画制度と申しまして、低未利用地の地権者等と、これらの土地を利用したいという利用希望者を行政がコーディネートし、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定することで、柔軟な土地活用を促すための計画を立てる手法がございます。例えば、ある地域の未利用地をまとめて1つの大きなプロジェクトとして活用することで、より魅力的な住宅や商業施設、また公共スペースの整備につながり、結果として地域全体の活性化を促進し、住環境の向上にも寄与することが期待される制度でございます。

いずれの手法も、立地適正化計画の居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定していく必要がございますので、今後の立地適正化計画策定の中で、制度の活用方法について他の自治体等を参考にしながら、実施に向けた可能性について調査をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

とてもこの制度が有効に宇美町に機能すれば、空き家が本当に私の地域にもたくさんあり、また、中心市街地でもそうだと思うんですけど、本当にまだ使えるけれども、空き家の処分が進まない。そういったところで、こういう地域を指定してエリアを活性化していくという手法があるということですので、期待していきたいというふうに思います。

最後に、これは空き家が、狭い道路が集まった住宅密集地での火災防止、また私は、火災のハザードマップを作成する、また住民の防災意識を向上させる必要があるというふうに考えています。物理的には無理な面もあるかと思いますが、やはりそれは住んでいる私たちが危険だと思ったときにはもう遅いわけですね、物事が起こったときには。ですけれども、本当にこの所有者不明の空き家などについて、火災被害の拡大を防ぐ観点から、相続に関する手続の簡素化や、登記費用の負担軽減策を講じ、専門知識を持つ民間との連携で空き家の利活用や対策が一層進むと考えられますので、これも課題の1つだと思います。しっかりと、また検討していただければというふうに思います。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（黒川 悟）

続けてどうぞ。古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

2問目は、宇美町公式ラインのより効果的な運用をということで、6月広報にも宇美町の公式

ラインについて登録してくださいという御案内がありました。なかなかこの登録がスムーズに……、登録はしたものの欲しい情報が来ない、それか情報があまりあり過ぎて困っている、多々あるんですけれども、そのことで今回質問をさせていただきます。

宇美町公式ラインは、ウェブ上での簡単手続をはじめ、防災や子育て情報の発信、ごみの出し方情報、道路等の損傷報告など、町民の利便性向上を図った多機能化が進んでいます。町民にとって身近な情報取得手段の1つである一方、その機能が町民には十分に認知されていないのが現状です。宇美町公式ラインの認知度向上への取組と、より効果的な運用方針を順次質問していきます。

宇美町では、令和3年に新型コロナワクチン予約用として運用を開始し、その後、令和5年1月に宇美町公式ラインとしてリニューアルされました。現在は行政情報の発信だけでなく、住民サービス機能を組み込んだ情報基盤として活用されています。

主な機能は次のとおりだというふうに思っておりますが、防災、子育て、健康、イベント、ごみ収集情報などの配信、年代や居住地域などにも応じた受信設定、これはセグメント配信をされています。ごみ分別検索・収集日通知、A I オンデマンドバスのるーと宇美利用案内、道路や公園の破損等の損傷報告機能、チャットボットによる行政情報案内、また道路舗装や公園遊具などの不具合について住民がラインで写真付きの通報を行える仕組みも導入され、受付状況が公開されています。

初めに、町の公式ラインを導入した目的と見込んでいた効果、どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

宇美町公式ライン導入の目的につきましては、デジタル技術の活用により行政サービスをより身近なものとし、町民の皆様の利便性を飛躍的に高めることにございます。導入効果として見込んでいた主な内容につきましては、2つございます。

1つは、情報伝達の迅速化と最適化です。従来の町広報誌や町ホームページに加え、日常的に利用されるラインのプッシュ型配信を活用することで、防災情報や災害関連情報、緊急性の高い行政情報を対象者へ、直接的かつ即時に伝達する体制を構築いたしました。

2つは、行政サービスのアクセシビリティ、利用のしやすさの向上です。ごみの分別検索、子育て支援情報、道路損傷通報など、生活に密着した行政手続をスマートフォンから利用可能な環境を整備いたしました。これにより、役場窓口へ赴く手間を軽減し、時間や場所の制約を受けない、いつでも・どこでも行政サービスにアクセスできる環境を実現できたことが効果であると

いうふうに考えているところでございます。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（９番 古賀ひろ子）

現在の利用状況の分析と評価はどうか、お伺いします。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

現在の宇美町公式ラインの利用状況につきましては、令和８年５月２９日の時点で１万３,６１２名の方に御登録をいただいているという状況でございます。導入した令和４年度末では、登録者数は９,９５８人、令和５年度末では１万１,３５９人、令和６年度末では１万２,３０５人となっており、毎年１,０００人以上の方に新たに御登録をいただいているという状況でございます。

登録者の割合につきましては、男性が約３８％、女性が約６２％となっており、全体的な割合では４５歳から４９歳の女性が約８.２％と最も多く、続いて４０歳から４５歳の女性が７.８％となっており、男性では４５歳から４９歳が最も多く、約５％という状況でございます。

また、受信したい情報設定をされている方につきましては、防災情報が最も多く、続いてごみの収集の情報となっているところでございます。

宇美町公式ラインは、単なる情報配信のツールとしてとどまらず、町民の皆様の生活に寄り添ったデジタルの窓口へと進化しております。具体的には、ごみの分別検索やイベント情報、町の施策といった日々の暮らしに役立つ情報提供に加え、ウェブ申請や道路損傷報告、さらには、のるーと宇美の予約といった生活直結の行政サービスに至るまで、多角的な手段として着実に定着しつつあります。特に災害時の緊急情報配信におきましては、スピード感を持って町民の皆様へ必要な情報を届けるための命を守る情報インフラとして有効に機能しているというふうに評価をしているところでございます。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（９番 古賀ひろ子）

多くの町民に町の公式ラインを利用してもらうための普及啓発の取組として、こちらで考えられることなんですけれども、広報誌やホームページ以外に窓口や各種イベントでの登録支援を行っているのか。また、２つ目には、高齢者向けのスマホ教室や出前講座と連携した登録支援の実施状況はどうなのか。また、自治会や地域コミュニティと連携した周知活動を行う考えはあるの

か、お伺いします。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

公式ラインの普及啓発につきましては、議員がおっしゃったとおり、導入当初より町広報誌や町ホームページ、SNSなどの各種媒体を通じた広報活動に加え、転入者へ配布チラシを活用し、町民の皆様への周知に努めてまいりました。

加えて、単に登録を促すだけでなく、利用シーンを提示することによる実践的な周知にも注力しております。令和5年2月より運行を開始いたしましたAI乗合タクシーのるーと宇美につきましては、予約の際に公式ラインを活用することが非常に便利であることから、窓口での相談や地域での出前講座において、利用方法のレクチャーと併せて、公式ラインの友だち登録及び初期設定方法についてサポートを実施しているところでございます。

また、6月5日に行われました自治会長説明会においても、公式ラインをはじめとする宇美町公式SNSによる情報配信について紹介をさせていただきまして、登録のお願いをしたところでございます。

さらに、広報6月号では、「明日起るかもしれない災害へ」をテーマに特集を組んでおりまして、防災情報の入手方法の1つとして公式ラインの登録についても掲載をさせていただきました。

引き続き、多くの町民の皆様には公式ラインを身近に活用していただけるよう、普及啓発にも今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

町の公式ラインには、利用者が必要とする情報を選択して受け取ることができるセグメント配信機能など、利便性の高い機能が備わっています。しかし、こうした機能は、利用者自身が設定する必要があります。その存在や設定方法が十分に周知されていなければ、十分な活用につながらないものと考えます。

そこでお尋ねします。町は、セグメント配信機能をはじめとする町公式ラインの各種機能について、町民にどの程度利用されていると認識しているのか、また設定方法や活用方法について十分に周知できていると考えているのか、さらに利用促進に向けてどのような取組を行っていく考えがあるのか、伺います。

セグメント設定を行っている利用者の割合を把握しているのか、また登録だけでなく、機能利

用状況の分析を行っているのか、また初回登録時に設定方法を案内する仕組みがあるのか、広報誌や動画、チラシ等で分かりやすい説明を行う考えはあるのか、お伺いします。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

御質問のセグメント機能につきましては、町からの一方的な配信ではなく、町民の皆様にあらかじめ年代や住んでいる地域、関心のある分野での属性を登録していただくことで、必要な人へ必要な情報だけをピンポイントでお届けする機能でございます。この設定を行うことで、例えば子育て世代にはイベント情報、地域の方にはその地域のごみ収集情報や災害情報といったように、より利用者にとって有益な情報を的確に受け取れるような、そういうふうになるという利点がございます。

情報を受け取る側にとっても、自分にとって関心のない情報に埋もれることなく、より有益で快適な情報取得が可能となり、アカウントをブロックすることの防止につながるものというふうに考えておりますが、こうしたセグメント配信機能の設定をされている方は全体の約24%でありまして、まだまだ十分ではないというふうに考えております。利用者についての割合ということでもございましたけども、全体的な割合での24%という形での把握というふうになっております。

現在、この設定方法の周知につきましては、初めて町の公式ラインを御登録いただいた方には、受信設定にお願いする通知が届くようになっております。そのほか町のホームページをはじめ、広報・チラシを通じてお知らせをしているという状況でございます。

先ほど申し上げました、のるーと宇美の説明会におきましても、まずは公式ラインの友だち登録設定の説明をした上で、のるーと予約方法の説明を行い、設定方法や機能について個別にサポートを行っているという状況でございます。御自身の属性に合わせた設定が便利であること、また設定することにより情報取得がより快適になることを丁寧にお伝えし、積極的に活用いただけるよう、引き続き周知と支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

次に、町公式ラインでは、道路の損傷や公園設備の不具合など、住民が写真付きで通報できる機能が導入されておりますが、通報後にどのような対応が行われているのか、住民には見えにくい状況もあります。住民サービスの向上と行政への信頼確保のためには、受付済み、対応中、対応完了など、進捗状況が確認できる仕組みも有効ではないかと考えます。

そこでお尋ねします。町公式ラインを活用した道路等の損傷報告や各種相談について、通報後の対応状況を住民が確認できる機能の導入や拡充を検討する考えはないのか、また住民と行政の双方向の情報共有をさらに進める考えについて伺います。

そこで、現在の通報件数と対応件数はどのように把握しているのか、また通報から対応完了までの平均期間はどの程度か、そしてまた対応済みの案件を地図上で見える化する考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼いたします。町民の皆様からの道路等の損傷報告などにつきまして、町公式ラインを活用した御連絡をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、町が管理する道路等についてラインによる通報をいただいた件数で申し上げますと、令和5年度が2件、令和6年度が11件、令和7年度がゼロ件、そして令和8年度が現時点までに2件ございますが、全てにおいて対応は完了いたしております。

通報内容を確認した際は、すぐに現場の状況を確認しに行きまして、応急処置、応急修繕、また規制等を行って事故防止に努めさせていただいているところでございますが、ケースによっては専門業者に依頼する案件も生じてまいりますので、そうなりますと数か月ほどの時間を要する場合もございます。

通報者への対応結果を通知する仕組み、また対応済み案件の見える化についてですが、道路等の損傷などについて受信確認のメッセージは自動返信となっておりますけど、その後の進捗状況について報告する機能がないのが現状でございます。今後、運用コストや個人情報保護に十分配慮した上で、機能拡充について関係機関と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

せっかくこの公式ラインの中にこういう機能があるということを皆さん御存じないのだと思います。電話で済むということもありますでしょうけど、せっかくこんなすばらしい機能があるのを有効に使っていただくということは、とても大事なことだろうなというふうに思いますので、さらなる啓発に努めていただきたいと思います。

町の公式ラインの認知度向上を含め、より効果的な運用に向けた町の方針について伺います。行政から住民への一方的な情報発信にとどまらず、住民の声を町政に生かす双方向のコミュ

ニケーションツールとして発展させることが重要と考えます。町公式ラインを住民サービス向上と自治体のDX推進の中核ツールとしてどのように位置づけているのか、伺います。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

宇美町公式ラインをより効果的に活用し、認知度を向上させていくための今後の方針についてでございますが、ラインの価値を最大限に発揮するためには、より多くの町民の皆様に登録・活用していただくことが不可欠です。まずは、先ほど申し上げました、のるーと宇美の説明会のような対面でのサポート機会を活用し、デジタル活用に不安がある方にも、公式ラインが暮らしに役立つツールであることを実感していただけるような取組を継続してまいりたいというふうに考えております。

公式ラインは本町におけるデジタルの窓口であり、町民の皆様が行政サービスへアクセスするため最も身近な入り口であるというふうに捉えております。公式ラインの利点は、その即時性と親しみやすさにあります。今後はここを起点として、より詳細な情報が必要な場合には町のホームページへ、また高度なセキュリティー環境で申請が必要な場合には、専用のウェブ申請フォームへとスムーズに誘導する案内役としての役割を強化してまいります。

このように公式ラインを情報のハブとすることで、利便性の高いデジタルサービスと個人情報を守る強固なセキュリティー環境を適切に使い分け、住民サービスの向上と自治体DXを一体となって推進することにつながるというふうに考えております。現在締結しております公式ラインメッセージングサービスの利用契約が令和9年12月までとなっておりますので、この期間を一つの節目と捉え、これまでの運用実績や課題、さらに最新のデジタル技術の動向を踏まえ、より高度で有用な機能の追加について検討を行ってまいります。

具体的には、セキュリティーを担保した上で、双方向サービスの拡充や、より個々の町民のニーズに合わせた情報提供ができるよう環境構築など、時代の変化や技術の進歩に対応した公式ラインへの進化を目指す方針です。今後も町民の皆様にとって、宇美町とつながる最も身近で便利なインフラとして成長できるよう努めてまいります。

○議長（黒川 悟）

古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

やはり今、スマートフォンを持っている町民の皆様、こどもも含め、たくさんいらっしゃいます。本当に手軽に行政情報を取得できる、また必要な情報だけ受信できる、また行政と住民の双方向から進むことで、とっても有益だというふうに思います。そうすることで、窓口負担や電話

問合せの軽減につながる可能性も広がってまいります。そういった意味では、私たち住民もそうですけれども、やはりアップデートって必要だと思います。今回の6月広報にもありましたけれども、今日の情報はあしたはもう古い情報になっている、未来の情報をまた手に取るという、本当に日進月歩で技術は進化しているんですけれども、正しい情報を受け取るということが大事ではなかろうかというふうに思います。本当に梅雨本番に今から入っていくと思いますけれども、明日起きるかもしれない災害の備えにも、この公式ラインがとても有用に利用できるというふうに思います。

今回、6月初めにラブアースがあったときに、防災無線が聞こえんと、聞こえないでいい情報がほかの自治会から流れてくる。例えば、こっちの自治会はラブアースをやります、こっちの自治会はやりません、そういったのが入り乱れて、何の情報が本当なのか分からない。聞きにくい。いろんな情報を入手する方法がいろいろあるよと、防災無線だけに頼らず、ホームページだけに頼らず、広報だけに頼るのではなく、やはりいち早く手に取るのは、この町の公式ラインだというふうに私は思っておりますので、さらなる進化を期待して、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（黒川 悟）

9番、古賀議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（黒川 悟）

通告番号6番。1番、小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

1番、小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

近年、全国各地で線状降水帯による土砂災害が発生し、中山間地での危険性が増していると感じております。また、海外のみならず、国内でも大規模な山火事が発生するなど、改めて山林の維持管理の重要性が注目されております。

本町においても、中山間地や森林を抱える地域として、災害に強い環境づくりと適切な山林管理が求められております。今回は放置竹林対策と、竹資源を活用した地域循環政策について質問いたします。

近年、高齢化や竹林管理の担い手不足が進み、全国的に放置竹林対策が課題となっております。竹林は、適切な管理を怠れば竹が急速に繁殖し、森林や農地、空き地を侵食する。侵食により森林が枯れてしまい、土砂災害の危険性も懸念されております。

本町においても、今後は管理困難な竹林が増加することが予測されるため、住民負担を軽減しながら地域で維持管理できる仕組みづくりが必要と考えております。

本町の竹林の面積と、放置竹林の分布状況をお伺いいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼します。本町における竹林の面積としましては、福岡県で管理している森林簿の林種において竹林と区分されている数値で報告させていただきますと、全体で22.68ヘクタールございまして、そのうち町が所有していますのが1.72ヘクタール、個人所有地が20.96ヘクタールとなっております。

町では竹林の整備事業等は実施していませんので、放置竹林となっているところが多い状況でございまして、分布状況としましては三原や障子岳、原田、井野といった町内全域で繁茂しているというところでございます。

○議長（黒川 悟）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

本町でも竹林が町内全域で繁茂している状況ということが分かりました。竹は、一度管理が行き届かなくなると急速に拡大し、周辺の森林や農地へ影響を及ぼすことが全国的にも問題となっておりますが、今後さらに高齢化や担い手不足が進む中で、放置竹林の拡大をどのように止めていくか——止めていくことが重要だと思っております。

そこで、本町として放置竹林の拡大についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

竹は繁殖力、また生命力が非常に強く、適切な管理をせずに放置しておくと、地下茎を通じて急速に密集した竹林を形成してまいります。本来、定期的な伐採や間引きが必要な植物ではありますが、管理者の高齢化や後継者不足、また竹材等の需要減少などの影響から、管理が行き届かなくなり、放置されるケースが増加しております。

また、竹は根が浅く、広範囲に張るため、斜面の土壌を十分に固定できず、大雨や地震の際に土砂災害や斜面崩壊などの危険性を増すことや、農地面積の減少、水路の機能阻害、景観の悪化など、多岐にわたって影響を及ぼすことが懸念されているということは、認識しているところでございます。

○議長（黒川 悟）

小林議員。

○議員（１番 小林孝昭）

放置竹林の拡大が農地や森林への影響だけではなく、土砂災害や斜面崩壊、水路機能の阻害など、多岐にわたる課題につながることにについて、本町としても認識されていることが分かりました。

また、その背景には、管理者の高齢化や後継者不足など、今後さらに進行することが予想される課題もあると思っております。そのような状況を踏まえますと、放置竹林の問題は自然に解消されるものではなく、将来に向けて課題を防ぐための具体的な取組が必要であると考えます。

本町として、放置竹林の拡大を防ぐため、今後どのような対策を講じていく考えなのか、お伺いいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

地域の安全、また景観などを含めた環境を守るためにも、この竹害に対して効果的な対策が必要であると認識しております。

対策といたしましては、まず国や県が実施する森林整備に関する補助金として放置竹林対策事業の活用が考えられますが、これは竹林所有者との合意形成や境界確認等の費用を補助するもので、伐採自体は個人負担で行う必要となります。

次に、竹粉碎機の活用が挙げられます。今年度においてウッドチップパー、いわゆる粉碎機の購入を予定しておりますので、これにより効果的に竹を粉碎し、将来的には放置竹林などの拡大を防ぐ一役を担うことができるものであると考えております。

○議長（黒川 悟）

小林議員。

○議員（１番 小林孝昭）

放置竹林対策の一環として、今年度、竹粉碎機の購入を予定されることが分かりました。まずは、竹害対策に向けた新たな取組を進めていただいていることに感謝申し上げます。

一方で、放置竹林の多くは個人所有地に存在しており、行政による管理だけではなく、地域住民や土地所有者による継続的な維持管理も重要になるものと考えます。導入される竹粉碎機でありますので、行政利用にとどまらず、地域や土地所有者の負担軽減にもつながる仕組みとして活用できれば、放置竹林対策はさらに効果的になるのではないかと考えます。

そこで、現地で竹を粉碎処理できる竹粉碎機について、地域団体や土地所有者等への貸出し制度を検討する考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

先ほど答弁で触れさせていただきましたが、今年度において森林環境譲与税を活用して、10センチ程度の雑木や竹、廃材などを粉碎する機械を購入する予定としております。

伐採した竹を含む木材を適切に処分するには、運搬や処分に多大な費用が生じること、また伐採後に野積みしたとしても、腐食するまでの時間や仮置場の確保など諸問題が生じております。そのようなことから、かさばる竹を減容化し、運搬や処分費の削減だけでなく、粉碎した竹は土壌改良材や肥料などへ、また雑木などはチップとしての活用も可能である仕様のものを購入予定しております。

次に、竹粉碎機の貸出しについてですが、今回購入する粉碎機は今後竹林を含む所有者さんなどが御利用できるような仕様で考えております。例えば運搬に必要とされる車両を軽トラックで可能となる積載重量以下であるものや、林道を走るための自走式などを考慮しているところでございます。

貸出し制度につきましてですが、竹林を適切に管理することで放置竹林を減少させ、自然環境を保全するだけでなく、地域安全確保の寄与につながると思われます。しかしながら、やはり粉碎する機械で大変便利な道具である反面、一たび使い方を誤ると、重大な事故にもつながる危険な機械でもございますので、メンテナンスを含め、安全で正しい使い方などをしっかり熟知していただく必要があると考えております。

そのようなことから、利用に伴う講習会の開催や貸出しの費用的なことなどについて、既に導入している自治体の事例を参考に前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒川 悟）

小林議員。

○議員（1番 小林孝昭）

竹林所有者等への貸出し制度についても、前向きに貸出しを検討されていることが分かりました。また、安全な利用のための講習会開催なども含めて検討されているとのことであり、放置竹林対策に向けた具体的な一歩として大変期待するところであります。

さらに、今回の導入目的として、運搬や処分費の削減だけではなく、粉碎した竹を土壌改良材や肥料として活用する可能性についても言及がありました。

私は、竹害対策は単に竹を伐採し処分することを目的とするのではなく、地域資源として有効活用するところまで考えていくことが重要であると考えております。特に中山間地では、維持管理に関わる負担が増加する中で、竹害対策と地域資源の循環利用を結びつけることができれば、

持続可能な地域づくりになるものと考えております。

そこで、中山間地の維持管理と組み合わせ、竹害対策で伐採した竹を加工して生産した竹チップを活用するような地域循環政策を推進していく考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

中山間地の維持管理と地域循環の組み合わせにつきましては、放置竹林問題の解決と持続可能な地域づくりに資するものであると思います。粉碎された竹チップは、土壌改良材や肥料といった形で土壌の物理的性質を改善し、栄養素を供給する役割を果たすことができるとも言われております。また、防臭や防草効果にも期待できるものでございます。

今後も、深刻化する竹害に対してしっかりと向き合い、その解決に向けた取組を進めていくとともに、地域住民と協力しながら持続可能な環境と安全な地域社会の実現、また樹木のチップ化などの利活用についても研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川 悟）

小林議員。

○議員（1 番 小林孝昭）

ありがとうございます。竹害対策を単なる伐採や処分の問題として捉えるのではなく、竹チップの活用を含めた地域循環の可能性についても研究していく考えがあることが分かりました。

近年は肥料価格や資材価格の高騰が続いており、農業経営における負担も大きくなっております。その中で、竹害対策によって生じた竹を竹チップや竹パウダーとして有効活用し、土壌改良材や防草材などとして地域内で循環させることができれば、放置竹林対策だけではなく、農業振興や環境保全にもつながる可能性を持っていると考えています。

また、竹林の適切な管理は、中山間地の維持管理や土砂災害リスクの軽減にもつながり、地域住民の安全確保という観点からも大変重要な取組であると考えています。

今回、森林環境譲与税を活用した竹粉碎機の導入という大きな一歩が行われたのではないかと思っております。今後はその活用を通じて、放置竹林対策、防災、農業、環境をつなぐ地域循環の仕組みづくりが進むことを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（黒川 悟）

1 番、小林議員の一般質問を終わります。

ただいまから 11 時 10 分まで休憩に入ります。

10時57分休憩

.....

11時10分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開します。

通告番号7番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。今回は自治体DXについて質問をさせていただきます。

私は昭和57年に役場に入庁しました。私の隣の小林議員は、さっき話してましたら昭和57年に生まれたということで、時の流れは残酷だなというふうに思っているところです。当時はまだ国鉄の勝田線——JRになる前ですね——走っておりまして、四王寺坂団地はね、大型団地はまだ造成されておらず、まだボタ山が点在して産炭地の名残を残していました。

当時の役場の事務ですね、先日、討論の折に少し話しましたがね、支出命令書、手書きの時代で、一十百万十一円なりと漢字で書いて、それを紙の差引簿で回すというふうな事務でございました。電卓がまだ出始めたころで、そろばんを使用している職員の方も多く、税金などの計算がちょうど手計算から委託の電算処理に切り替わるというふうな時期でございました。

当時、私は、厚生課という課がございます——昔、厚生省という省庁がありましたけどね——そこの所管事務にございましたが、それこそ保険とか、医療とか、母子手帳の交付であるとか、粗大ごみの受付とか、あと健診・予防接種とか、今じゃ考えられんような業務を持っている課でございましたが、当時まだ例えば国民保険証とかも手書きの時代で、申請された保険証を手書きで書いていたら、住民の方が「この保険証、本当に使えるんですかね」とかいうことを言われたりしていました。

まだ非常にアナログの時代でしたが、その後、次第に電算システムの導入などによって窓口が改善されまして、現在の役場はレイアウトもきれいになりまして、適切な受付案内もされまして、非常に住民に寄り添った窓口になっているのではないかとこのように思います。

今回議会の一般質問では、SNS、AIあるいはラインといったデジタル社会ならではの質問がなされております。それに沿って質問させていただきます。

宇美町第7次総合計画は、前半4年間の実践計画期間を終えつつあります。総合計画の前期実践計画の重点方針である自治体DXの推進は、デジタル技術を活用した行政サービスの向上と、効果的で持続可能な行財政運営を実現するための重要な取組です。

自治体DXの目的であります住民利便性の向上と行政業務の効率化は、デジタル技術を導入して行政サービスの質を一層高め、また住民のQOL——生活の質ですね——を高める取組であります。今後ますます重要性が増すと考えられます。

今年度は、令和9年から12年までを期間とする総合計画の後期実践計画が策定される年とな

っておりますが、今回の一般質問は当町における自治体D Xの取組の現在地と今後の方向性についてお尋ねします。

まず1つ目が、当町の自治体D Xの現状についてお尋ねします。

まず、D Xという文言の意味、それから自治体D Xとは何か、この2点をお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

失礼いたします。D Xとは、デジタル・トランスフォーメーションの略で、単にデジタル機器を導入することではなく、デジタル技術を使って仕事のやり方や仕組みをがらりと変え、価値を最大化することです。

また、自治体D Xとは、総務省の定義によりますと、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るものとなっています。

本町においても、第7次総合計画の前期実践計画におけます3つの重点方針の1つとして自治体D Xの推進を掲げており、これまでは令和5年6月に策定をいたしました宇美町自治体D X取組方針や宇美町自治体D X推進計画に基づき取組を推進してまいりました。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

状況分かりました。次の質問に移ります。

宇美町総合計画の前期実践計画は令和8年度までとなっておりますが、当町の自治体D X推進の評価についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

宇美町自治体D X推進計画においては、国の自治体D X推進計画との整合を図り、令和7年度を期限とする6つの重点取組事項を軸として、行政サービスの向上と業務効率化に注力してまいりました。

これまでの取組を振り返りますと、自治体情報システムの統一・標準化の期限内完了や、マイナンバーカードの普及促進などにおいて成果を上げています。

また、ペーパーレス会議システムやチャットツール職員間でスムーズに意見や情報を伝え合うための手段のことでございますけれども、の導入、生成A Iの活用、電子決裁システムの運用開

始、公式ラインの活用など、業務効率化や情報発信基盤の強化においても一定の進捗が見られました。

一方で、テレワークの推進やRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、パソコン上で行う定型的な事務作業をソフトウェアロボットに記憶させて自動化する技術のことでございますけれども、の利用拡大につきましては、引き続き取り組むべき課題として認識しております。

今後は情報格差対策や行政手続のオンライン化を一層加速させるなど、取組を強化してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

総務省が令和6年に調査したDXの取組という評価がございます。それを見ますと、現在の宇美町のDXの進捗度、これはポイント制でいきましたら60.2ポイントという結果になっているんですが、福岡県内59市町村中の19位、全国1,741市町村中の639位、大体上位から3分の1のぐらいのところに位置していると思います。

内訳を見ますと、DXの推進体制は全国平均を上回る。AI、RPAこれは業務自動化ですね、あとテレワークなどは進んでおらず改善が必要。マイナンバーカード保有率は平均より高い。手続のオンライン化は全国平均並み。それから、財政力とDXスコアの分析というのがあるんですが、この数値的には中央値以上で、安定した財政基盤を生かしてDX化が進んでいるという評価になっているというところでございます。

課題はありますが、堅実にDXを推進しているという評価になっているというふうに思います。

次に、DX化の根幹をなしますマイナンバーカードの普及状況の推移についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

マイナンバーカードの普及状況の推移ですが、令和3年度末時点の交付率は40.55%でした。その後、マイナポイント第2弾の実施や、マイナ保険証の開始、マイナポータルにおけます行政サービスの拡充などを背景に、交付数は順調に推移をしております。

本年5月末時点での本町の保有枚数率は83.9%に達しており、これは県内60市町村中19位、全国平均の83.1%を上回る水準となっております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

ありがとうございます。マイナンバーカードの普及状況は全国平均を上回っているということで理解しました。

続きまして、自治体DXの進捗状況についてお尋ねします。

宇美町自治体DX推進計画では、３つの基本方針が定められています。まず、行政サービスの充実について、それから事務事業・業務の在り方や進め方の見直し・改善について、それと３つ目がデジタル・トランスフォーメーションこれはDXですね、DXの推進。この基本方針に沿ってお尋ねします。

まず最初に、行政サービスの充実について。

行かない窓口・書かない窓口、窓口のデジタル化の現状についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

基本方針１、行政サービスの充実におけます窓口における行政手続のデジタル化につきましては、本年３月８日の基幹業務システムの標準化移行に伴いまして、窓口支援システムを導入いたしました。

本システムは、各窓口の申請書等の手続におきましてデータ利活用が可能となる仕組みであり、来庁者が同一情報を繰り返し記入する負担を軽減することが可能です。

あわせて、これまでカスタマイズにより出力していたサービスガイドと同様の窓口案内リストを活用することで、案内漏れや手書き修正といった事務負担の低減も実現をします。

年度末での導入と基幹業務システムの刷新が重なったため、今後、本格的な運用を開始する予定でございます。本システムが持つ機能を最大限に生かし、書かない窓口・待たせない窓口の実現に向けてスピード感を持って一つでも多くの手続を効率化できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

私ごとですけど、昨年、父親が亡くなりまして死亡手続に参ったんですが、２時間ぐらいかかるかなと思っていたら、３０分ほどで終わりました。手書きの書類も減りまして、窓口の効率化

は進んでいるなというふうに感じたところでございます。

続きまして、2番目の事務事業・業務の在り方や進め方の見直し・改善について。

役場の横を通りますとね、夜の8時、9時になってもこうこうと照明がついておりまして、職員の方も頑張っているなど、相変わらず残業が多いなというふうに感じております。

事務事業・業務の在り方や進め方の見直し・改善、BPRこれは業務改革ですね、の推進、業務のデジタル化についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

基本方針2、事務事業・業務の在り方や進め方の見直し・改善におけますBPRの取組の徹底につきましては、まず行政手続のオンライン化について説明をいたしますと、国が推奨しております59手続のうち、港湾関連などを除く52の手続の中で、子育てや介護関係など約6割がオンライン化済みでございます。また、それ以外でも母子健康手帳交付の予約や健診予約など、20以上の手続をオンライン化しています。中でも、母子健康手帳交付の予約は9割程度の方がオンラインで手続をされている状況です。

次に、業務のデジタル化につきましては、会議資料のペーパーレス化を推進するとともに、本年4月から文書の電子決裁を導入いたしました。加えて、チャットツールの活用による業務効率化や生産性向上にも努めているところでございます。

今後はノーコードツールこれはプログラミング知識がなくても、視覚的な操作でアプリやシステムを開発できるツールのことでございますけれども、の試行運用を、役場内公募により選定をいたしました75名の職員とともに開始する予定でありまして、さらなる業務改革の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

この最後に言われましたノーコードツール、これは私も非常に期待しております。

3番目がデジタル・トランスフォーメーションこれはDXの推進について。

DX計画によりますと、マイナポータルと基幹業務システムのオンライン接続を行い、オンライン申請の情報を基幹業務システムに連携する仕組みを構築するというふうになっております。

標準システム、マイナポータル接続の現状についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

基本方針3、DXの推進につきましては、基幹業務システムの統一・標準化におきまして、特定移行支援システムである健康管理業務を除く全ての業務システムについて、本年3月末までにガバメントクラウドこれは国や地方自治体が別々に管理していたシステムやデータを政府共通のクラウド基盤に集約し、共同で利用する仕組みのことでありますけれども、を活用いたしました標準準拠システムへの移行を完了いたしました。移行後の運用におきましては、大きなトラブルなく安定稼働を維持しており、システムの信頼性が確保されているところです。

引き続きシステムの安定運用を最優先とし、定期的なモニタリングを実施するとともに、標準化後の課題の把握と改善を継続的に行うことで業務プロセスの最適化を図りつつ、住民サービスの維持・向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、政府が運営いたします個人向けの行政手続オンライン窓口であるマイナポータルと基幹業務システムとのオンライン連携につきましても、着実に推進をいたしております。これはマイナポータルのぴったりサービスから申請をされました転出届等のデータを、住民基本台帳などの基幹業務システムへ直接連携させる仕組みでありまして、住民の利便性向上と行政事務の効率化を同時に実現するものでございます。

本件につきましては、既に構築を完了しておりまして、転出届におきましては、現在、全体の61%の方がぴったりサービスを利用されているという状況でございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。このDXの推進、これはこの計画の本丸の部分ですので、着実に進めていただきたいと思います。

続きまして、今後のDXの取組についてお尋ねします。

宇美町DX推進計画は7年度まで、総合計画前期実践計画は8年度までで終了します。その後の計画についてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

本町では、令和5年6月に策定いたしました宇美町自治体DX取組方針や宇美町自治体DX推進計画に基づき、国の計画期間、令和7年度までと整合を図りながら取組を推進してまいりまし

た。

国が本年1月30日に自治体DX推進計画第5.1版を策定し、最新の取組事項等を反映させたことを受けて、本町におきましても取組方針と推進計画を統合・見直しし、重点取組事項の整理と運用期間の最適化を図った上で、本年3月末に名称を「宇美町デジタル活用推進計画」として新たに策定を行ったところでございます。

本推進計画の目的は、行政サービスのデジタル化に向けた重点事項に遺漏なく対応することです。これにより住民の利便性向上と行政事務の効率化を一層推進してまいります。

また、推進計画では、デジタル人材の確保・育成やシステム整備の考え方を新たに盛り込みました。

加えて、前回の計画策定当初には想定していなかったAIやデータ連携基盤等の新技術や、サイバーセキュリティの強化といった今日的課題に対応するため、従来の6つの重点取組事項を8つの重点取組事項へと再編をしているところでございます。

この8つの重点取組事項の具体につきましては、1つ、自治体フロントヤード改革の推進。2つ、地方公共団体情報システムの標準化。3つ、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく共通化等の推進。4つ、公金収納におけるeL—QRの活用。5つ、マイナンバーカードの取得支援・利用の推進。6つ、セキュリティ対策の徹底。7つ、自治体におけるAI利用の推進。最後の8つ目がテレワークの推進となっております。

なお、計画期間につきましては、国の動向を踏まえ適宜見直しを行うこととしており、今後もこの新しい推進計画に基づきましてDXの着実な推進に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

今回の新しい計画では重点項目が増えております。フロントヤード改革、これは住民との接点、窓口等の改善、オンライン申請やAIによる問合せの対応などを行うというところだと思います。eL—QRは地方税法の統一のQRコードのことで、税金などをこれによってスマホなどで読み取って、キャッシュレスで納付することができるといったもの——何で私が説明しているのか分かりませんが——これが進んだら、行かない窓口がさらに加速して、より利便性が高まるというふうに思います。

続きまして、電子申請の一本化についてお尋ねします。

住民が電子申請を行う際に、利便性を高めるために電子的な申請窓口を一本化する必要があります。ホームページ上にあります宇美町オンライン申請ポータルサイトについてお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

オンライン申請の集約化につきましては、利用者の閲覧性や利便性の向上を目的として、昨年10月に町ホームページ上の各申請ページを集約・再編成いたしました。また、広報うみ11月号におきましても、その旨の周知を行っているところでございます。加えまして、町公式ラインからポータルサイトへワンクリックでアクセスできる動線を設けるなど、利用者が迷わず申請できる構成を目指しております。

本ポータルサイトでは、昨日時点で57手続を掲載しておりますけれども、今後も対象となるオンライン手続を順次拡大し、より多くの町民の皆様にご利用いただけるようサービスの充実に努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

若いお母さんと話す機会があるときによく出てくるのが、子育て関係の手続がかなり電子化されているということで、非常に評判がいいというふうに聞きます。若いデジタル世代の方は、デジタル関係は苦にされないというふうに思います。さらなる手続の拡充を期待します。

次に、その他の業務のDX化についてお尋ねします。

今まで答弁いただきましたとおり、役場が本来行ってきました行政手続、基幹業務については、着実にDX化が進んでおりますが、一方、地域社会のDX化はまだこれからかなというふうに感じるところです。

一例を挙げますと、今、自治会やらコミュニティ、民生児童委員など、地域で活動されている役員の成り手がないという話を聞く中で、皆さん就労年齢が上がって仕事をしてあたりするので、「平日に役場に行かれんばい」という話はよく聞きます。

私、以前に令和5年9月議会の一般質問で、自治会の届出関係を電子化したらどうでしょうという提案をしたところですが、まだまだ実現に至っていないという状況です。

また、私の周りで申しますと、いつも言いますけど、例えば有害鳥獣とかの農業関係の届け・申請あるいは地域猫とかの報告など、まだまだ紙媒体でやっているのがあるのかなと。多分ほかにもこういったものがたくさんあるのかなというふうに思うところです。

今後の話ですけど、こういった申請や手続も今後DX化していく必要があるんじゃないかなと。そうすることで、役員さんとか従事されている方の負担減少につながるのではないかなというふうに思います。

地域社会、地域活動のD X化についてのお考えをお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

総務省は、地域社会のD Xにつきまして、デジタルの力を活用し地域課題の解決を図るものと定義し、I C T活用の先進事例や、関連する支援事業を広く公開をされています。

本町におきましても、地域社会のデジタル化は単に便利なツールを導入するだけではなく、地域課題の解決と住民同士のつながりの再構築を両立させ、地域の皆様がより健やかに過ごせる環境をつくるのが最も重要だというふうに考えております。

その実現に向けては、次の3つの視点が大切だというふうに考えています。

1つは、誰も取り残さない対策です。デジタル機器の扱いに不安を感じている方々も含め、どんなであっても置いてきぼりにすることなく、デジタルの恩恵を実感していただけるような環境づくりが大切だというふうに考えます。

2つは、便利になった喜びを地域で広め、デジタル活用をみんなの楽しみにすることが大切ではないかというふうに思います。これを使ってよかった、生活がこんなに楽になったというお声を1つ1つ大切に、身近な成功事例として広く発信することが大切だと考えます。

加えて、そうした実感を地域の皆様に共有することが地域全体でデジタルを前向きに活用する雰囲気づくりにつながるというふうに考えています。

3つは、現場の声から始める対話の重視です。デジタル化を主導するのは、あくまでも現場で活動される皆様のお困り事です。システム導入を先行させるのではなく、自治会をはじめとする各団体の皆様と対話し、本当に求められている解決策を共に作り上げていく、こうした丁寧な取組こそが地域に根差したD Xの第一歩であるというふうに考えております。

今後はデジタル技術も活用し、地域や町民の皆様の身近な課題を1つ1つ解決できるよう、取組を広げていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

この部分はね、今からの部分だというふうに思います。こういうところの話をやっぱり……、地域社会でもやっぱり人ありきですので、そこで対話を深めて、それも担当部署が個々に対応するとかいうことじゃなくて、全庁的に取り組んでいただけたらなというふうに思うことです。なかなか、いきなりは難しいと思いますので、計画的に取り組んでいただきたいというふうに思いま

す。

それでは、最後に町長にお尋ねします。

町長は、私と同時期に役場に入庁されまして、町の移り変わり、役場の状況とかを見てこられたと思います。同じ景色を見てこられたんじゃないかなというふうに思うところです。

自治体DXは、自治体の在り方や役場の機能を大きく変えるものと考えます。宇美町のDXの将来像についてどうお考えか、町長の思いをお尋ねします。

○議長（黒川 悟）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

同時期に安川議員と入庁したということで、当時と今を比べると、当時はやっぱり現在のこの状況、DXが進んだ状況は全く想像だにできないところまで進んでいるんじゃないかなというふうに思っています。

御案内のとおり、第7次総合計画の中の前期実践計画、3つの柱の中の1つとして自治体DXの推進を掲げております。そして、この4年間取り組んでまいってきたところでございます。

個別の回答につきましては、先ほど担当の総務課長のほうから申し上げましたので、今回、私につきましてはDXの将来像、そして私が特に力を入れていきたい施策について回答させていただきたいというふうに思います。

デジタル、先ほど30年前、40年前と大きく変わったと申しましたけれども、まさにデジタルの進歩というのは日進月歩ではないかというふうに思ってます。この技術を単に導入するだけではなく、いかに本町の行政運営と住民サービスの向上に最適化するのかと、させるのかという、これがこれからの行政に課せられた課題であるというふうに認識をしております。

特に、今後私が力を入れていきたい施策は、大きく分けて2点でございます。

1つは、フロントヤード改革の徹底です。

行政手続のオンライン化は、今やスタートラインにすぎません。目指すべきは、窓口に行く必要そのものをなくす、また窓口での体験を劇的に変えることではなかろうかと思ってます。

現在、導入を進めております窓口支援システムなどを活用して、申請書に何度も同じことを書く手間を省く、またマイナポータルとの連携を深めることで、住民の皆さんが自宅から24時間いつでもストレスなく行政サービスを受けられる環境を整えてまいります。

一方で、デジタルが苦手な方への配慮を忘れてはなりません。デジタルとアナログを適切に組み合わせ、誰一人取り残さない優しい窓口を築くことこそがフロントヤード改革の要諦であると考えております。

第2は、バックオフィス改革による組織体質の変革です。

D Xの本質は、デジタル技術を使って仕事のやり方そのものを見直すことにあります。先ほど総務課長も申しましたが、今回、ノーコードツールの活用により15部署75名の職員が手を挙げてくれました。この数字には、新しいことに挑戦しようとする本庁職員の熱い意欲が現れており、大変心強く感じております。

職員がデジタルツールを使いこなす段階から、ツールを通じて業務プロセスを再構築する段階へ、失敗を恐れず小さく試して大きく改善する、こうした組織文化を定着させることで、より生産性の高い活力ある役場へと進化させてまいります。

次に、この先に私たちが目指す宇美町のD Xの将来像について申し上げます。

私が目指しますのは、町民の皆様がデジタルの恩恵を実感でき、将来にわたって持続可能な行政運営ができる町の実現です。

D X推進において最も留意すべきは、デジタル化を急ぐあまり、町民の皆様の視点が置き去りになることです。デジタル化はあくまでも手段であり、場合によってはあえてデジタルを使わない選択肢も含め、常に何が最適かを考え抜く必要があります。

D Xは度々申しますが、あくまで手段でございます。デジタル化のゴールは、システムを新しくすることではありません。それによって生まれた時間と余力を、私たち行政がより一層町民の皆様一人一人と向かい合うための対話や現場でのサポートに充てること、これこそが私の描く未来でございます。町民の皆様から、便利になった、身近になったねと実感していただけるような未来を目指してまいります。

また、リスク管理を徹底した上で、適切なルールの下、生成A Iの活用も積極的に推進してまいります。

行政の根幹は、いつの時代も人と人のつながりであると考えています。技術の進歩にかかわらず、町民の皆様に寄り添う私たちの姿勢は不変です。デジタル技術によって事務負担が軽くなった分、私たちは現場へ飛び出し、子育て世代の悩みであったり地域活動の支援など、心を通わせる対面での活動をさらに深めていく、技術の力で絆を深め住みやすさを実感していただける、そんな温かみのあるデジタル社会を構築してまいります。

議会をはじめ町民の皆さんと共に、時代に即した持続可能な宇美町の未来を切り開いていく所存でございます。引き続き強力な御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒川 悟）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

答弁ありがとうございます。温かみのあるデジタル社会の実現と、新しい何か文言が出てきま

した。それに今、町長の答弁を聞きまして、ノーコードツールに手を挙げる職員がたくさんいるというのは、本当に頼もしい話だなというふうに思います。また、フロントヤード、バックオフィスの改革で町の業務がさらに進化して、住民の利便性がさらに向上するというふうに思います。

デジタル社会が進展する中で、町長が言われるとおり、自治体DXというのは目的ではなく、目標達成の手段であると、行政の根幹は人と人とのつながりであるというふうに私も思います。

人口減少や少子高齢化の進展などの課題に対応するために、自治体DXはますます重要性が増すというふうに思います。町長が目指されます「町民の皆様がデジタルの恩恵を実感でき、将来にわたって持続可能な行政運営ができるまち」の実現を祈念いたしまして、質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○議長（黒川 悟）

2番、安川議員の一般質問を終わります。

追加日程第一．発議第2号

○議長（黒川 悟）

追加日程第一、非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

発議第2号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和8年6月16日、宇美町議会議長黒川悟殿、提出者、宇美町議会議員、古賀ひろ子、賛成者、同じく高橋紳章、同じく安川禎幸、同じく丸山康夫、同じく鳴海圭矢。

意見書を朗読しまして、趣旨説明とさせていただきます。

非核三原則の堅持を求める意見書。非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守を求める決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣にも引き継がれてきました。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」の実現を希求し、平成6年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきました。さらに、国連総会においても非核三原則を堅持する立場を表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられます。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で進められており、これに伴い非核三原則の見直しを懸念する声もあります。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の

平和と安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものです。

核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願い続けてきた被爆地広島は、被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」との切実な願いを受け継いできました。広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。

よって、国会及び政府におかれましては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、採択されましたら、意見書を内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣に提出予定です。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。古賀議員、議席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

私は、賛成の立場から討論をしたいと思います。

意見書の内容についてはもう言わずもがなでね、これはもう日本が非核三原則をこれまで掲げてきたということについてはね、全国民も恐らく納得しているのではなかろうかと、こういうふうに思いますので、もう今さら言うことというのは本来ないはずなんですけども、いま一たび、この非核三原則がどういう流れでつくられてきたのかということについて、もう一度振り返ってみたいと思います。

意見書の中身にもありましたけどね、昭和42年、当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明した。このとき世界はどういう状況だったのかというと、アメリカとソ連——ソビエト連邦という二大大国が世界の覇権を争っていた、いわゆる冷戦の時代でしたね。1962年にはキューバ危機、皆さん御存じかと思いますが、ソビエトがキューバに核ミサイル基地をつくろうと

していることをアメリカが察知して、そこで動いたと。あわや戦争寸前まで行っていたと。そういう大変国際的に緊張感が高まっていた、そういう時代でした。

ジョン・F・ケネディ大統領も1961年の演説の中で、これ長いんでちょっと要約しますが、アメリカとソビエトが一たび戦争を始めたら、これは単なる二国間の対立にとどまらず、人類にとっての最終戦争になるだろうと、こういう危機感をにじませた内容の演説をしています。

ところが、世界では、他国に先駆けて自分のところでも核兵器を持とうと、核開発競争が世界中で起こって、よそよりも一発でも多くの核兵器を持とうじゃないかというふうになっていた状況でした。

そういった中で、もうそういうのはやめようじゃないかと、核開発、核を持つのはやめようというところで、佐藤栄作内閣総理大臣は非核三原則、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」ということで、世界の軍事増強の潮流に一石を投じたというふうに私は理解しております。

戦後、この非核三原則が世界平和の中で大きな意義を果たしてきたというのは、私は疑いのない事実だと思っています。私は、日本が憲法の中で、第9条で、戦争を放棄したということと並んで、この非核三原則を堅持しているということについて大きな誇りを持っております。

逆に考えて、今はもう国際情勢が変わったんだと、そんな非核三原則なんてぬるいことを言っている場合じゃないんだ、日本も核武装するべきなんだという意見がもし通って、まかり通ってしまっただけですね、これがなくなってしまうたら、果たしてどうなるか。これまで日本が長い間築いてきた非核平和国家としてのブランド、国際的な信頼が失われてしまうと、これは日本という国家にとって大きな損失になるだろうというふうに思います。

日本国民も、この日本が非核三原則を廃止する、投げ打ってしまうということは、恐らく多くの国民は望んでないと思います。

というわけで、今こそ、こういうロシアがウクライナに侵攻したりとか、アメリカとイスラエルがイランに攻撃したり、こういうふうに国際情勢が不安定な今だからこそ、だからこそやはり非核三原則の堅持は守らなければならない。このことを訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、発議第2号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書を、地方自治法第99条の規定により提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

したがって、意見書を地方自治法第99条の規定により提出することに決定いたしました。

日程第2．閉会中の継続審査又は調査について

○議長（黒川 悟）

日程第2、閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出があつております。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

○議長（黒川 悟）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和８年６月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時56分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年9月28日

議 長 黒 川 悟

副 議 長 高 橋 紳 章

署名議員 平 野 龍 彦

署名議員 丸 山 康 夫